

平成29年度第6回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成29年9月12日(火) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員

農業委員

会長	12番	横山	和男		
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村 辰寿
委員	2番	西田	悦子	3番	山崎 幸臣
	4番	田中	豊秋	5番	綾木 晴子
	6番	丸山	武	7番	河村 久雄
	8番	田中	正則	9番	木原さち子
	10番	谷尾	友枝		

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	西尾	良仁
	永江	守弘	山本	知司
	上月	清	前田	智
	保田	公範	竹内	俊雄
	藤田	克昭		

4. 欠席委員 農業委員 1番 山根 祐一 11番 宮本彰太郎  
農地利用最適化推進委員 松田 純一

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 5番 綾木 晴子 6番 丸山 武
- 第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議の件
- 第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議の件
- 第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件
- 第6 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香

## 6. 会議の概要

- 局長 本日の欠席者は、連絡をいただいておりますのは山根委員1名です。農業委員の宮本委員と農地利用最適化推進委員の松田委員につきましては、連絡をいただいておりますので遅れて来られるかもしれませんが。現在欠席農業委員2名、出席農業委員12名です。定足数に達していますので、平成29年度第6回八頭町農業委員会を始めます。
- 議長（会長） （あいさつ）  
日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、5番綾木晴子委員 6番丸山 武委員にお願いします。  
次に日程第2、報告事項ですが私からはありません。  
委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。
- 委員一同 （報告なし）
- 議長（会長） 無いようでしたら事務局をお願いします。
- 事務局 報告を1件させていただきます。資料をご覧ください。  
報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。  
今月は6件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということ受理しました。
- 議長（会長） この件につきまして質問意見はありますか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号7-1について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 受付番号7-1について説明をします。  
土地の所在地 船岡地内3筆 台帳地目 すべて田 現況地目 すべて田 面積 736㎡、2,200㎡、1,136㎡ 合計4,072㎡です。  
贈与による所有権移転です。  
理由につきましては、両者は親子ですが個人的な経済的理由により贈与するということで話がまとまったものです。  
農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通作につ

いても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、81 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、1 番山根委員に事前調査をお願いしていましたが欠席ですので、事務局で報告をお願いします。

事務局 山根委員より報告をいただいています。農機具も保有されていますし、現在も世帯全員できちんと耕作されていますので問題ないとのことです。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

河村委員 下限面積はそれぞれの地区で設定してあるのですか。

事務局 八頭町では 10 a から 50 a の範囲で、地域ごとに下限面積が設定してあります。本日は、下限面積表を持ってきておりませんので、来月の委員会でお配りしたいと思います。

河村委員 他地域の農地を取得する場合でも、その地域の下限面積を耕作していないといけないのでしょうか。

事務局 そうです。購入者の居住している地域の下限面積ではなく、取得される農地の所在地の下限面積を耕作しておく必要があります。

河村委員 分かりました。

議長（会長） その他、意見・質問等ありますでしょうか。

委員一同 (質疑なし)

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。続きまして日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号3-1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請審議の件。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号3-1について説明します。

土地の所在地 重枝地内2筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積  
3,114㎡、1,370㎡、合計4,484㎡

植林を目的とする転用です。

場所は、議案書の3ページから5ページに図面を付けています。

理由につきましては、高齢により耕作できないため果樹園を廃園しクヌギ315本を植林したいとのことです。本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地、第2種農地に該当します。許可根拠ですが、周辺の農地に影響なしです。資力及び信用についてですが、資力は金融機関の残高証明により確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

規模の妥当性については、土地利用計画図から妥当と考えます。

周辺農地への影響ですが、申請地は山中にあり周囲に農地はほとんどありませんので影響はないと思われれます。集団の農地を分断することはありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（会長） この件につきましては、4番田中豊秋委員に事前調査をお願いして

いますので報告をお願いします。

田中豊委員

9月4日に申請者と現地を確認し聞き取りをしました。申請地は以前、梨園だったそうですが廃園したとのこと。その後、下草刈りが大変で管理が困難になり、森林組合へ相談したところ植林を勧められ、この度転用申請をされました。東西北側は山林であり、周囲の農地への影響もないことから、許可相当と判断いたしました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第2号 農地法第4条 第1項の規定による許可申請審議を終わります。続きまして日程第5 議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。受付番号5-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号5-1について説明します。

土地の所在地 稲荷地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 1,226 m<sup>2</sup>

建売住宅を転用目的とした所有権移転売買です。

場所は、議案書7ページから9ページに図面を付けています。土地利用計画図は10ページに付けています。

理由につきましては、小学校、保育園が近隣にあり教育環境が良好で、生活の利便性も良く、国道29号、JR東郡家駅が近接し交通アクセスも良好な申請地に、建売住宅6棟を建築したいとのこと。本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は、駅から300m以内の農地、第3種農地に該当し、許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、金融機関融資証明により確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。他法令許認可については、農振除外を申請済みであり許可見込みです。

周辺農地への影響ですが、隣接地に農地はありませんが用水路を挟んで南側にあります。擁壁を設けて盛土整地を行い、雨水は既設水路と道路側溝を新設し放流、汚水排水は公共下水へ接続します。施設は高さ約6m。隣地からは6m～6.5m離れて建築しますので、日照、通風の影響はなく周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、5番綾木委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

綾木委員 当該農地について現地確認を行い、また関係者へこの建売住宅の計画等について聞き取り調査いたしましたので、その概要を報告します。

まず、現地の確認ですが、先ほどの事務局の説明のとおり、接している農地が南側だけであり、日照被害は該当しません。そのほかには周辺の農業に影響を及ぼす事項はないと判断いたしました。

つぎに、事業者である森本興産(株)に連絡し、事業計画についてお伺いしましたが、十分検討された、実現性の高い建売住宅事業の計画と認められます。ゆえに、本件については、適正な転用計画であると判断しましたので報告します。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長（会長） 異議なしということで受付番号5-1については申請どおり決定いた

します。

続きまして、受付番号 6-2 について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号 6-2 について説明します。

土地の所在地 山路地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積  
315 m<sup>2</sup>

露天駐車場を転用目的とした所有権移転贈与です。

場所は、議案書 7, 11, 12 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 13 ページに付けています。

理由につきましては、既存の駐車場には所有者が住宅を建築したいとのことで、別に参拝者用の駐車場 12 台分を整備したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。農地区分は、小集団の生産力の低い農地、第2種農地に該当し、許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、金融機関の残高証明により確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、周囲に農地はありません。また、コンクリート擁壁を設けて盛土整地を行い、雨水は既設水路へ放流、汚水排水は発生しません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきましては、6 番丸山委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

丸山委員

9 月 9 日に蓮徳寺の代理人と現地確認を行いました。山路集落東側の谷間の農地になります。周囲に農地はありませんし、申請地はコンクリート舗装されますので、問題はないと考えています。

議長（会長）

この件につきましては、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで受付番号6-2については申請どおり決定いたします。  
続きまして、受付番号7-3, 8-4については関連する案件ですので、事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 受付番号7-3, 8-4について説明します。この申請は1筆116-5を116-5, 116-12, 116-13の3筆に分筆し、116-5, 116-13をそれぞれ転用するものです。  
受付番号7-3 土地の所在地 横田地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 16㎡  
住宅への進入路を転用目的とした所有権移転売買です。  
受付番号8-4 土地の所在地 横田地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 82㎡  
露天駐車場と住宅への進入路を転用目的とした所有権移転売買です。  
場所は、議案書7、14, 15, 17ページに図面を付けています。土地利用計画図は16、18ページに付けています。  
理由につきましては、住宅への進入路が狭く不便なため拡張したいとのことと、82㎡の方は駐車場2台分を併せて整備したいとのことです。  
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載おされた内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。農地区分は、小集団の生産力の低い農地、第2種農地に該当し、許可根拠は代替地なしです。  
資力及び信用についてですが、両者とも金融機関通帳のコピーにより確認しました。  
また、両申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。  
事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。  
周辺農地への影響ですが、申請地と申請地の間に畑が残りますが、これは所有者が譲渡人ですので同意は得られています。  
また、進入路についてはコンクリート舗装をし、雨水排水は集水柵を



新設し排水し支障のないようにします。

露天駐車場と進入路については、こちらもコンクリート舗装をし、雨水排水については既設道路側溝を利用しますので周辺農地への影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、2番西田委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

西田委員 9月3日譲渡人、譲受人の3者と一緒に現地確認を行いました。県道に面して左右は宅地になっています。以前より進入する際に縁石に車が擦れて困るということがあり、間に行政書士に入ってもらい3者で相談され円満にこのような話になったとのこと。問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

山寄委員 申請者と図面に記入してある名前とが違いますが、どのような関係でしょうか。

西田委員 両者は親子になります。

山寄委員 分かりました。

議長（会長） その他、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで受付番号7-3、8-4については申請どおり決定いたします。

続きまして、日程第5 その他について事務局よりお願いします。

事務局

- 農業委員会特別研修大会について
- 農業委員・農地利用最適化推進員名簿について

- 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担について
- 積立金引落について
- 次回農業委員会は10月10日（火）八東庁舎 会議室  
以上です。

議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

河村委員 農業委員会の開催場所がころころ変わるのはいかがでしょうか。

事務局 年間を通じて船岡地区公民館を予約したのですが、予約した時には既に8月と10月は予定が入っており取れませんでした。そのためこの2月だけが八東庁舎になってしまいました。11月以降は3月までずっとこの船岡地区公民館を予約できていますので、変更はありません。

河村委員 それでしたら分かりました。

議長（会長） その他、何かありますでしょうか。

委員一同 （なし）

議長（会長） 無いようですので、以上で第6回農業委員会を終了します。

終了（14時20分）